

EPA受け入れに関する検討会ヒアリング資料

社会福祉法人 明照会
理事長 河原 至誓

1 概要

・事業所の概要

特別養護老人ホーム(50床)

地域密着型特別養護老人ホーム(20床・22床・29床・29床)

ショートステイサービス(20名・20名)

グループホーム(9床)

デイサービス4事業所(30名・20名・20名・20名・10名)

小規模多機能

訪問介護

訪問看護

居宅支援事業所

・EPA介護福祉士候補者、EPA介護福祉士の受入れ状況

2010年 インドネシア(1名)→1名合格

2011年 フィリピン(2名)→1名合格・1名帰国

インドネシア(2名)→2名帰国

2014年 フィリピン(2名)→2名研修中

インドネシア(3名)→3名研修中

2015年 フィリピン(4名)→4名研修中

2 EPA介護福祉士候補者、EPA介護福祉士の研修体制、業務遂行状況、教育指導体制について

・介護業務にかかる教育指導体制と現状

研修指導責任者と現場職員によるON-JTにて指導。

夜勤は日本語能力試験N2合格者で1年以上勤務した者のみ

・国家試験合格に向けた教育指導体制と現状

勤務時間中に日本語教師(パート雇用)による日本語と国家試験対策

勤務時間外での自習

- ・職員人数と研修体制の関係など

EPA 職員を多数雇用することにより、日本語教師の確保ができた。

また、日本語教師が国家試験の内容も理解してもらえるようになっている。

3 EPAの更なる活用に向けた課題について

- ・EPA介護福祉士候補者の受入れ対象施設の拡大

候補者の段階では、研修体制と生活面のフォローアップ体制の確保が重要である。

それらは施設単位というよりは、法人単位で確保している場合が多い。現在施設と同一敷地内で一体的に運営されているという条件付きで施設以外でも勤務が可能であるが、法人として研修体制や生活面のフォローアップ体制が整っている場合はこの条件を外すべきと考える。

特に、サテライトの特養などの場合などは、研修責任者の兼務なども可能と考える。

→特定施設入居者生活介護（一定規模以上）、グループホーム、通所リハ、デイサービス等

- ・EPA介護福祉士の受入れ対象施設の拡大

→訪問介護は日本の生活習慣への理解が重要である。国家試験を合格したから可能というわけではなく、個人個人の資質が問題になると考える。

4 その他（適切な受入れの視点から、見直しが必要な事項など）

①施設あたりの受け入れ人数について

受け入れ人数は2名以上を原則とするとあるが、弊社の2010年の受け入れは、候補者が急きょ辞退したため1名での受け入れになった。しかし、そのことが候補者の日本語上達に繋がり、国家試験の合格や合格後の定着につながっていると感じている。

また、研修の実施体制を確保するという観点から、原則として1年間で5名以内とするとしているが、研修の体制の充実を図るのであれば、ある程度の規模で受け入れて日本語の講師を確保する方が効率的であると感じている。

②家族の呼び寄せに関する条件について

EPA介護福祉士が退職する理由に、結婚が多く聞かれる。結婚して家族を呼び寄せようとしても28時間以内の就労に制限されるため現実的には経済的に厳しく実現しない。